

第6回 瀬戸内市都市計画審議会 意見要旨

開催日時	令和6年11月13日(水)15時00分～17時00分
開催場所	瀬戸内市役所2階大会議室
委員 意見要旨	<p>前回の審議会からの修正事項について・・・資料1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの目標や方針は、総合計画等の上位計画との整合を確認しているのか。 (事務局)⇒上位計画との整合を確認している。 ・3ページのまちづくりの課題と目標の主な対応について、「課題1 市民生活を支える安全・快適で持続可能な市街地の形成」から「目標5 災害に強く、安全・安心に暮らせるまち」に矢印を引っ張っていないのは、目標5に掲げる安全は、自然災害に限った目標と考えているからなのか。 (事務局)⇒目標5は、日常生活の安全も含む。課題1から目標5へ矢印を引っ張ることとする。 ・4ページの「長船」の文字や24ページの長船地域の地域づくりのテーマが、黄色の背景に白文字のため見にくい。黄色の色合いを調整し読みやすくすると良い。 ・7ページの将来都市構造図について、地域拠点の文化・交流機能と工業・流通拠点の青色が似ているため、わかりにくい。色の差をもう少しつけた方が良い。 ・地域別構想について、人口減少する地域があれば、人口減少せずに高齢化している地域もあり、課題がエリアごとに違うと思う。地域別構想において、各地域の課題や方針について記載はあるが、地域の現況が記載されていないのが気になった。 (事務局)⇒本日使用している地域別構想の資料は抜粋版となっている。最終的には、地域ごとに人口等の現況を記載する形となる。 <p>(1) 都市計画マスタープラン（全体構想）について・・・資料1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10ページの土地利用・市街地整備の方針について、市街地整備は一般的に土地利用の中に含まれるため、「土地利用の方針」で問題ないと思う。

委員
意見要旨

- ・ 邑久駅周辺は、農地転用による宅地開発に合わせて基盤整備を行っていることから、非効率な市街地が形成されている。(1)住宅系の方針を示すにあたっては、このような現状への対応として、「無秩序な開発を抑制する」というような記載があると良いのでは。他方、(4)田園集落系の方針を示すにあたっては、「農地を保全する」というような記載が必要ではないか。
(事務局)⇒市街地においては、良好な住環境と効率的な都市環境が求められると思う。無秩序な開発を抑制することについても記載したい。
- ・ 23ページの安全・安心の方針では、(1)災害対策の方針項目に対して、(2)日常生活の安全・安心の方針項目が少ない。日常生活の安全・安心についても重要である。土地利用として、交通安全等に対応することも必要ではないか。
(事務局)⇒記載できないか検討する。
- ・ 各方針の最初に記載されている基本的な考え方の項目について、フォントのサイズや箇条書きの印、行間などを調整し、内容が頭に入りやすいように見せ方を工夫した方が良い印象を持った。
- ・ 9ページの土地利用の配置方針について、都市市街地、地域市街地といった名称は、正式名称なのか。それとも、市の方で考案した名称なのか。
(事務局)⇒市で考案した名称である。
- ・ 12ページでの土地利用の方針図で示されている西側の吉井川沿いのエリアの工業地に関して、22ページの自然・歴史的環境・景観の方針図では、工業地がグリーンベルトで囲われており、方針に矛盾が生じているのではないか。また、土地利用の方針において、工業地が周囲から隔離されている印象を与えるような方針内容になっているのが気になる。緑やアメニティが充実し、働きたいと思えるような魅力的な工場があると、将来像と矛盾しなくて済むのではないか。そして、工場が誘致され、通勤者や住人が増えていくイメージを具体的に描きながら、方針として文言化することや9ページの工業地という名称を工夫し、魅力的なネーミングを考えられるのであれば、より良くなると思う。

<p>委員 意見要旨</p>	<p>(事務局)⇒市ではゼロカーボンシティ宣言を行っており、地球温暖化対策実行計画では、ゼロカーボン社会の早期実現を目標としている。その中でも、緑化は意識して取り組んでいくことが必要である。吉井川沿いの工業地は、市でも基盤整備を行っている箇所であるので、今後も工業地として維持していく形にはなるかと思うが、どのように環境との調和を図っていくか検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の周辺では、スーパーがいくつもできている。生活に関連した施設ができるのも良いが、若者が入りやすい商業施設も必要ではないかと思う。市の方でバランスを取った規制や方針が必要ではないか。このようなことは、都市計画審議会で審議すべき内容ではないのか。 <p>(委員)⇒商業施設の場合は、行政が誘致する手段をあまり持っていない。立地するかは、商業施設次第なので、行政として方針を具体的に記載しにくい。一方で、人口を特定の場所に集積させると、それに合わせて商業系の施設が立地することは考えられる。低密度な状態となるよりは、拠点を形成することで、新しい施設が立地する可能性が高まる。ただし、具体的な施設を誘導することに関する議論は難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の問題で、耕作放棄地が増えている。国から活用状況について聞かれているが、このままだとどうにもならないと思う。例えば、裳掛のような地域を、農業特区として、移住者に対する手厚い支援を行い、邑久東地域の特産品であるピオーネを生産したい人を呼び込むことで過疎化しているまちの活性化を図るのはどうか。このようなことを市の方針として記載できないのか。 <p>(委員)⇒どこまで具体的に記載するかは要相談となる。議論の中で問題ないとなれば、記載する可能性はある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方針として掲げる内容が、営農環境の改善や担い手の確保・育成に努める程度の記載でよいのか。積極的に移住推進を進めるといった内容が記載できないのか。耕作放棄地を生きた農地に変えていく具体的な方針を記載するのも一つの方法ではないかと思う。 <p>(委員)⇒計画に記載する、記載しないというのは、行政にとって非常に重要なことである。計画に方針が記載された場合、その方針に沿って取組を進めることとなる。具体的な方針について、審議会の中で議論し、意見を踏まえるものとなれば、記載するという話なると思う。</p> <p>(会長)⇒具体的にどこまで記載できるかは、行政の方で考える必要がある。</p>
--------------------	--

<p>委員 意見要旨</p>	<p>(事務局)⇒計画に方針を記載するにあたっては、背景を踏まえて記載している。邑久東地域のピオーネ等のブランドを失うと、市として相当な損失となることから、これらをどのように守っていくか、発展させていくのかということ考え、裳掛出張所周辺の土地利用のあり方を記載している。意見について、どの程度反映できるかは、庁内で検討する。方針に沿った取組には多様な方法があることから、一定の方向性を持ちつつ、様々な可能性を持てるような記載内容としている。</p> <p>・ 16ページの公園・緑地・広場等の項目と19ページの自然的環境の項目の中に公園の方針が記載されているが、位置付けが統一されていない。子育て世代のニーズが高い項目だけに明確な方針を出してほしい。また、19ページの公園の方針に関して、峨城山創造の森、邑久自然教育森キャンプ場が記載されているが、地域別構想に記載されている長船美しい森も記載すべきだと思う。</p> <p>(事務局)⇒公園の位置付けが統一されていないことについては、整理する。長船美しい森についての記載も合わせて行う。</p> <p>・ 16ページでは、スポーツ公園のことが記載されているが、公園としての位置付けなのか、体育施設としての位置付けなのか曖昧である。スポーツ施設について、機能の充実を図るとあるが、瀬戸内市の場合は、体育館やグラウンドが、質、量ともに乏しい状況であり、機能の充実だけで良いのか。新たな整備についても触れておくべきだと思う。</p> <p>(事務局)⇒体育施設の扱いを公園施設という扱いで良いのか、今後の整備のあり方も含め検討する。</p> <p>・ 21ページの景観の方針について、自然的景観や歴史的景観には、農業等に從事するなどの生業という生活の姿が含まれるものと思うが、農業等が視覚的なものでしか扱われていない。生業の視点も景観を形成するものに位置付けて方針を記載しておくべきではないか。</p> <p>(事務局)⇒生業を景観の方針に記載することで、方針に厚みが増すということだと思う。記載について検討する。</p>
--------------------	---

委員
意見要旨

- ・通学路の整備が、安全・安心の方針に記載されており、道路の方針に記載されていないため、通学路の整備が道路整備として行われなかったのかと思ってしまう。
(事務局)⇒通学路の整備について、当初は、道路の方針に記載していたが、安全・安心の要素が強いという意見があり、安全・安心の方針に記載した経緯がある。13ページのその他の道路の項目で、通学路が生活道路という形で含まれてしまっているが、もう少し言及できないか検討する。
- ・19ページの自然・歴史的環境・景観の方針の自然的環境において、「ネイチャーポジティブの概念を取り入れながら、生物多様性の確保に向けて取り組みます。」という方針があるが、地域別の方針でも同じ文章となっているのが気になる。
(事務局)⇒生物多様性を確保する上では、まずは実態把握が必要であるという認識の下に、自然環境の保全に取り組んでいきたいということで、どの地域も共通で方針を示している。記載方法については、一度見直したい。
(会長)⇒生物多様性の実態に関するデータはあるのかもしれないが、整理されていない状況である。早急に実態把握を行い、対策を進めて行かないといけないということを市の環境審議会の方でも申し上げている。データをもとに具体的な話が出てくると思うので、実態把握を重視して頂きたい。

(2) 都市計画マスタープラン（実現化方策）について・・・資料1

- ・20年先を念頭において、都市計画として、具体的にどのようなことに取り組んでいくのか、どのように市民、事業者と協働して進めていくのか、もう少し踏み込んで記載した方が良い。
- ・瀬戸内市は新たに都市計画を導入するので、これまで都市計画があった地域とは状況が異なる。実現化方策について大切に考えてほしい。
- ・PDCAサイクルの記載があるが、思考停止に陥っている感じがする。PDCAサイクルを回そうと思うと、何をもちて評価するのか等、考えなければならないことがたくさん出てくるはずだが、記載されていない。
- ・PDCAサイクル以外にも、OODAループなど他の方法もある。

<p>委員 意見要旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルについて、大きな意味合いでは良いかもしれないが、思考停止だという発言があったように、紋切り型というか、古くてあまり動きが感じられない。PDCAサイクルのPの状況がずっと続くようなことになりかねない。事業が動きやすいサイクルができると良い。 ・PDCAサイクルを4色で表現しているが、瀬戸内市の4地域の色と重なっていることに違和感がある。色使いについても確認頂きたい。 <p>(3) 都市計画マスタープランの策定等に係るスケジュール（変更）について・・・資料2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域区分の要否の整理は、関係機関との調整が整い次第と記載されているが、どういう機関が関係するのかが気になる。また、区域区分の要否がどの場で決まるのか教えてほしい。 <p>(事務局)⇒関係機関は、県や国で、区域区分は県が決定権者である。国で言うと、農業振興地域の規制等もあることから、農政局との調整がある。区域区分を設定する上では、都市計画における基本的な考え方があり、県の方でこの考え方に照らしつつ、市で実施した基礎調査の結果を用いて検討してくださっており、その中で、国土交通省との協議を進めていただく形となる。区域区分の要否は、都市計画区域の範囲が決まってきた段階で、県の方から意見を求められる形になると思う。その時期については、現時点では明確ではない。</p> <p>※都市計画マスタープランの策定等に係るスケジュールの変更について、事務局案が了承された。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------------------	---